

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	公的給付支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、公的給付支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

湯前町長

公表日

令和7年10月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付支給等に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(以下、「規則」という。)第2条に定める公的給付の支給等を行う。 (1) 令和6年度出産・子育て応援給付金 (2) 令和6年度湯前町住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金
③システムの名称	①住登外宛名管理システム、②住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム、③電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、④定額減税補足給付金(調整給付)システム、⑤番号連携サーバー、⑥中間サーバー、⑦ガバメントクラウド、⑧EUCシステム

2. 特定個人情報ファイル名

宛名基本ファイル・規則第2条に定める公的給付の支給等に係る各ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第一 8・10・30・56・59・68・84・94・101の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8・10・24・44・46・50・60・68・74条 ・番号利用法第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二 11・17・18・19・27・42・74・82・94・108・116・121の項 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条・12条の3・13条・13条の2・20条・25条・40条・43条の2の2・47条・55条・59条の2の2・59条の4 (情報提供の根拠) 情報提供なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課・税務町民課 (1) 令和6年度出産・子育て応援給付金(保健福祉課) (2) 令和6年度湯前町住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金(保健福祉課)
②所属長の役職名	保健福祉課長・税務町民課長 (1) 令和6年度出産・子育て応援給付金(保健福祉課長) (2) 令和6年度湯前町住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金(保健福祉課長)

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4130
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに必ず二重チェックを行い人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人情報等が記載された申請書及び台帳等は鍵のかかる書庫やキャビネットで管理し、情報システムへのアクセスは、IDとパスワード設定で制限し、物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。	

變更箇所

[illegible]